

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第六号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

介護支援専門員の登録事務の見直しに伴い、関係規定を整理するなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和八年四月一日